

(別表1)

事業継続力強化支援計画

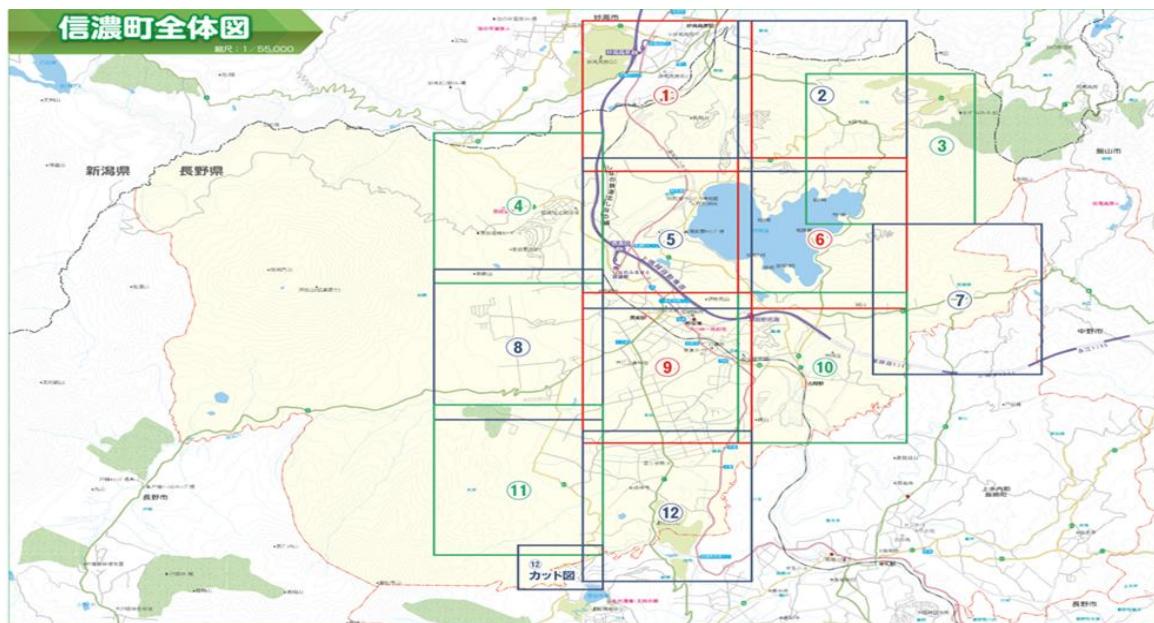
事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

ア 洪水・土砂ハザードマップ

当会のある信濃町の洪水ハザードマップは、信濃川水系鳥居川、斑尾川、関川水系野尻湖、関川、池尻川、赤川、古海川が大雨により増水し、はん濫した場合の予測に基づいて浸水の範囲とその深さを示している。



信濃町ハザードマップ (町内全域)

2024年版信濃町防災マップ

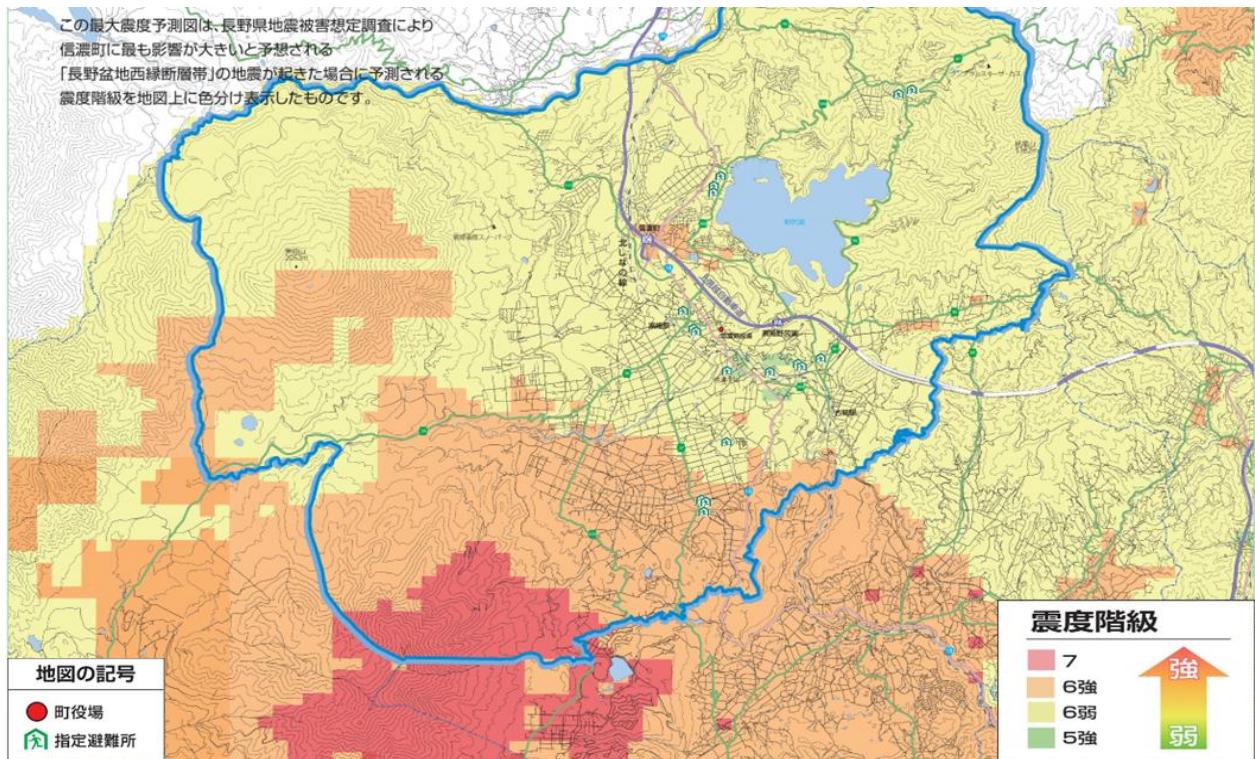


信濃町ハザードマップ (商工会周辺)

- ・薄黄色：土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- ・黄色：土砂災害警戒区域（土石流）
- ・赤色：土砂災害特別警戒区域

イ 地震ハザードマップ

この地震ハザードマップは、長野県地震被害想定調査により信濃町に最も影響が大きいと予想される「長野盆地西縁断層帯（ながのほんちせいえんだんそうたい）」により最大震度予測を記載している。今後30年 震度5強以上の揺れに見舞われる確率の分布図（J-SHIS）より26%超の確率で発生する可能性がある。



信濃町ハザードマップ（町内全域）

2024年版信濃町防災マップ



信濃町ハザードマップ（商工会周辺）

ウ 感染症

新型の大規模感染症等は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型インフルエンザ等感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、信濃町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和7年度長野県商工会連合会実態調査より)

- ・商工業者数 401人
- ・小規模事業者数 394人

[内訳]

業種	建設業	製造業	卸・小売業	宿泊・飲食業	サービス業	その他	合計
商工業者数	66	42	80	125	62	26	401

(3) これまでの取組

ア 信濃町の取組

- ・地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、信濃町防災会議が作成する計画は、町、関係機関、住民等が相互に協力し、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として作成している。

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示した。また、第4編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策、火山災害対策及び原子力災害対策について特記すべき事項を示し、第5編では、資料編として、本計画に必要な関係資料等にまとめている。

※ この地域防災計画は、令和4年3月31日（改正号数5号）に改正

イ 信濃町商工会（以下『当会』という）の取組

- ・危機管理マニュアルの策定

令和6年12月（2024年）に危機管理マニュアルの初版を策定し、毎年6月に見直しを行う。危機発生に備えた協定書を信濃町と締結し、信濃町と連携して、住民の生活及び地域経済を支えるための協力をしていく。

2 課題

現状、危機管理マニュアルを策定したが災害等発生を想定した実施検証ができず、平時・緊急での対応ノウハウや保険や共済に関する助言など職員の能力向上と組織内での情報共有が急務とされる。また、近年の自然災害（大型感染症含む）による被害、影響等が甚大であったにも拘らず、事業者のBCP策定に対する認識が低いことも課題である。

（1）管内小規模事業者等のBCP策定が進まない

自然災害（大型感染症含む）において、BCPよりも取組みやすい「事業継続力強化計画」に関する案内を会報やチラシによって周知しているが、防災意識や計画策定の必要性、認知度は依然低い。

（2）自治体との連携体制強化

事業者向けの災害対策について、発災時から復興支援開始までのより具体的な体制・支援の整備等について信濃町とより強固な連携体制の構築が必要である。

（3）関係機関等との連携強化

職員の事業者向けBCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家等との連携強化が必要である。

3 目標

（1）BCP等策定支援の推進強化

広報活動を継続・強化し、管内小規模事業者に対してリスク対策の重要性を認識させる。加えてBCPや事業継続力強化計画策定の個社支援を継続する。

（2）報告ルート（情報共有体制）の構築

発災時における事業者に合わせた円滑な支援等を行うため、当会と管内小規模事業者における被害情報等の連絡ルート（情報共有体制）を構築する。

（3）職員のスキルアップと情報共有

BCP策定等の知識をセミナー等によって向上させ、発災後、速やかな復興支援が行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（4）感染症対策強化

大型感染症のリスクを再認識させる。また、大型感染症が事業に与える影響を軽減するための国・県等の施策・対策等を周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年1月10日～令和12年12月31日) ※5カ年計画

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会の役割分担、支援体制を明確にし、信濃町と連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

自然災害などの経営リスクから管内事業所を守り事業継続を支援するために、信濃町と当会とで本計画を把握並びに共有し、発災時に混乱なく応急対策、復旧支援等に取組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回指導時やセミナー等で、信濃町防災マップを用いながら立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害時補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報やホームページさらにはパンフレット・町広報等により、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者向けBCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し事業者向けBCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性の高い取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き小規模事業者に対する普及啓発セミナーや其々の事業者にあった各種施策さらには損害保険の紹介等を実施する。
- 国や県、町等が作成した防災関連等パンフレット等を用いて、自然災害等（大型感染症含め）のリスクを周知する。
- 国や県、町が策定した制度内容を伝え、自然災害等（大型感染症を含む）が事業に与える影響（主に売上減少）を軽減するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会事業継続計画の作成

「信濃町商工会危機管理マニュアル」令和6年初版発行、事業継続力強化支援計画申請のため見直し更新をする。

ウ 関係団体等との連携

- 損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、管内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用しBCP策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- 長野県「信州防災アプリ」の普及推進。

エ フォローアップ

- BCP等の取組状況を確認する。

- ・信濃町と当会は町内事業者のB C P等の策定状況確認や改善点等を協議する会議を定期的に開催する。

才 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（令和元年台風19号・震度5強の地震と同規模）が発生したと仮定し、信濃町・当会と管内小規模事業者における被害情報等連絡ルート（情報共有体制）の確認を行う。なお、訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内での被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・情報ツール等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（建物被害や道路状況等）を信濃町と共有する。
- ・大型感染症において、第1フェーズとして県内で感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・大型感染症で新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、信濃町に対策本部を設置し連携して感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・信濃町の対策本部の方針に基づき当会において、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、信濃町と協議する。
(豪雨において、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤を見送り職員自身が安全を確保し、警報解除後に勤務する。)
- ・職員が被災する等応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。（被害規模の目安は以下を想定）

A (事務局機能が不能になると想定される) 被災事業者 50%以上	<ul style="list-style-type: none"> ■震度5強以上の地震が発生、または発生する恐れがある時 ■大規模火災が発生した時 ■台風原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時 ■大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時 ■その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時 ■新型コロナウィルス等感染症が発生、または発生する恐れがある時 ■長野県感染警戒レベル5・6
B (事務局機能の大幅低下が想定される) 被災事業者 30%以上	<ul style="list-style-type: none"> ■震度5弱の地震が発生した時 ■洪水、噴火、火災が発生、または発生する恐れがある時 ■その他、町内に被害が発生、または発生する恐れがある時 ■気象庁から各種警報が発令された時 ■新型コロナウィルス等が発生、または発生する恐れがある時 ■長野県感染警戒レベル2・3・4

<p>C (事務局機能の軽微な低下が想定される) 被災事業者 10%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■震度 4 の地震が発生した時 ■気象庁から注意報が発令された時 ■商工会の近隣において停電、火災が発生した時 ■新型コロナウィルス等が発生、または発生する恐れがある時 ■長野県感染警戒レベル 1
--	--

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・本計画により、信濃町と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

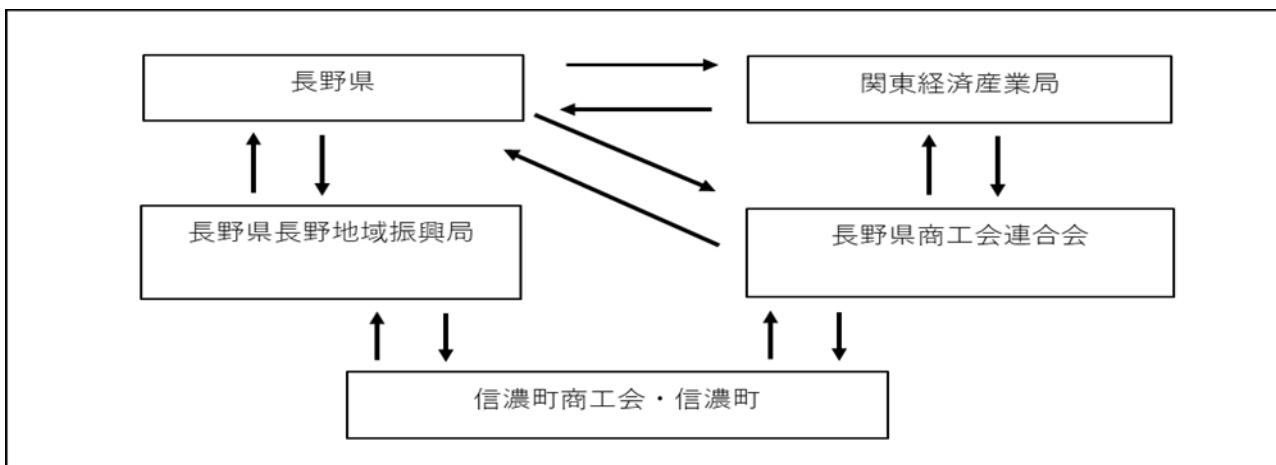
期間	情報共有する間隔
被災後～ 1週間以内	原則、1日1回定例会議で共有する。 特別な事情あれば迅速に共有する。
1か月以内	1週間に1回共有する。特別な状況があれば、その都度共有する。
1か月超	1か月に1回共有する。特別な状況があれば、適宜共有する。

- ・「感染症発生に備えた事業継続計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・信濃町と当会は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・信濃町と当会が共有した情報を、信濃町から長野県長野地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、信濃町と当会が共有した情報を信濃町より長野県長野地域振興局商工観光課に報告する。

※この内容について変更が生じた場合（生じるおそれがある場合を含む。）は、あらかじめ県に相談する



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口を設置する場合は、信濃町と相談する。
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内の事業所の被害状況調査に基づき、トリアージする。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、どこに掲示されているのか常時から確認しておき、早急に地区内の小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

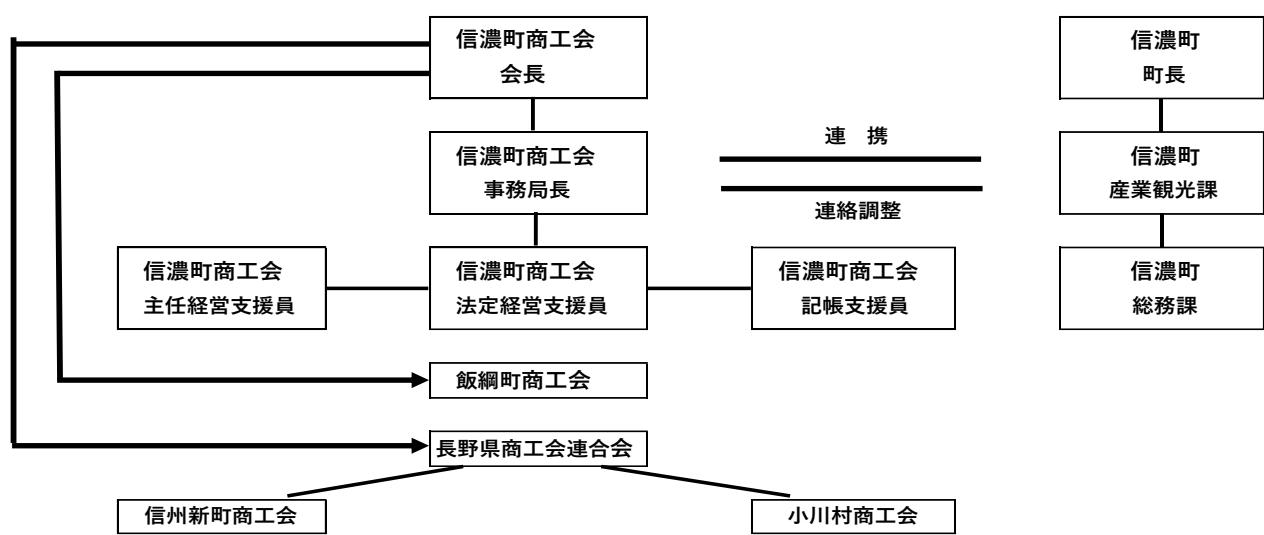
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を事前に信濃町と調整し作成した「ヒアリングシート」に基づき、漏れなく一回で確認する。
- ・内閣府のホームページを定期的にチェックする。
- ・金融・労働・補助金を中心に被災事業者に対する具体的な実支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、商工会危機管理マニュアルに基づき、飯綱町商工会からの応援を要請する。それでも足りない場合は、長野県商工会連合会と相談し、経営支援センターグループである長野北西エリア管内の商工会に応援要請を行う。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 堀内 裕太 (連絡先は後述3 (1) 参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

ア 本計画の具体的な取組の企画や実行

イ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

信濃町商工会

〒389-1305 長野県上水内郡信濃町柏原 2645-2

電話 : 026-255-4311 FAX : 026-255-4300

E-mail : e-shinano@helen.ocn.ne.jp

長野県商工会連合会

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田 131-10

電話 : 026-228-2131 FAX : 026-226-4996

E-mail : shokoren@nagano-sci.or.jp

飯綱町商工会

〒389-1211 長野県上水内郡飯綱町牟礼 2795-1

電話 : 026-253-3310 FAX : 026-253-8152

E-mail : info@iizunasci.jp

信州新町商工会

〒381-2405 長野県長野市信州新町新町 31-2

電話 : 026-262-2138 FAX : 026-262-2021

E-mail : sin-sci@ngn.janis.or.jp

小川村商工会

〒381-3302 長野県上水内郡小川村高府 8504

電話 : 026-269-3558 FAX : 026-269-3719

E-mail : ogawasho@ngn.janis.or.jp

(2) 関係市町村

信濃町 総務課

〒389-1392 長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2

電話 : 026-255-3111 FAX : 026-255-6103

E-mail : soumu@town.shinano.lg.jp

信濃町 産業観光課

〒389-1392 長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2

電話 : 026-255-3114 FAX : 026-255-4470

E-mail : syoukoukankou@town.shinano.lg.jp

※上記内容について変更が生じた場合（生じるおそれがある場合を含む。）は、あらかじめ県に相談する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	303	1,010	1,010	1,010	1,010	707
1 事業者BCP策定関係						
・専門家派遣費	75	250	250	250	250	175
・町との協議費	3	10	10	10	10	7
・セミナー開催費	75	250	250	250	250	175
・パンフ・チラシ作成費	30	100	100	100	100	70
・防災・感染症対策費	30	100	100	100	100	70
2 災害後の事業者実支援関係						
・専門家派遣費	75	250	250	250	250	175
・町との協議費	15	50	50	50	50	35

2 調達方法

会費収入、長野県補助金、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 住所 〒380-8508 長野県長野市南県町 1081 代表者名 長野支店長 関口 泰久
連携して実施する事業の内容
小規模事業者に対する災害リスクの周知 <ul style="list-style-type: none">事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する際のハザードマップを作成し、巡回経営指導時に周知する。小規模事業者に事業者BCP（即時に取組可能な簡易的にものを含む）策定による実効性ある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言する。事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携
<ul style="list-style-type: none">連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株に専門家派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。東京海上日動火災保険株リスクコンサルティングによる地震対応訓練の実施、「事業継続計画：BCP」の策定をはじめ、事業継続のための取り組みを総合的にサポートする。
連携して事業を実施する者の役割
<p>(連携者)</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 住所 〒380-8508 長野県長野市南県町 1081 代表者名 長野支店長 関口 泰久</p> <p>(役割)</p> <p>信濃町商工会が小規模事業者に対して、事業者BCPの策定を進める上での資料提供やセミナーの企画、専門家派遣等の斡旋、助言等のバックアップ支援をする。</p> <p>(効果)</p> <p>東京海上日動は、多くの知見と実績を持っているので、信濃町商工会の事業者BCP策定事業に大きく貢献し、BCP策定事業者数の増加が見込める。</p>

連携体制図

